

# アメリカ独立革命戦争の背景

アメリカ植民地の発展を阻むイギリス本国による規制や統制は、フレンチインディアン戦争以前からあった。植民地民は、それに対して強い不満を抱いていた。

ジョン・アダムズは、次のように言っている。

「アメリカ革命とは何なのか。アメリカの独立戦争のことをいうのか。いや、革命は戦争が始まる前から起こっていた。それは人々の心と魂の中にあった。」

では、どのような規制や統制が課されていたのか、以下のとおりである。

## ① 航海に関する 4 基本原則(1660～96)

(1) 植民地にもたらされるいっさいの商品は、イギリス人または植民地船員が乗り込んだ船、あるいは植民地船で運ばなければならない。

(2) タバコ、インディゴ、砂糖など植民地産物の中の特定品目は、イギリスないしその植民地以外に運ばれてはならない。

(3) 植民地はイギリス本国から製造工業品を購入しなければならない。外国品の購入のばあいは、イギリス経由でなければならない。

(4) 本国の製造工業と競争する植民地の製造業は、興すことを禁止する。

## ② 羊毛品条例(1699)

： 植民地の羊毛・毛糸・羊毛品を外国または英帝国内の他の地域に輸出入することを禁ずる。(本国のみに輸出入・・・商業的利益の独占)

## ③ 艦船資材条例(1705)

： 工業生産の点で本国と競争しがちな北部植民地に艦船の製造を禁じ、その代わりに艦船資材をつくらせる。(造船禁止・・・競争排除)

## ④ 通貨条例 I (1708)

： 植民地通貨の価値を本国が統制。(自立阻止＝経済支配)

## ⑤ 白松条例(1711)

： 北部や中部の開拓許可未交付地にある白松を保存する法律。(造船への利用を禁止させる → 本国のための森林保護・資源温存)

## ⑥ 泡沫条例(1720)

： イギリス議会の許可なしで操業されている植民地諸企業を違法とする。(経済的自由の阻止)

## ⑦ 帽子条例(1732)

： 植民地産の帽子を他の植民地ないし外国に輸出することを禁ずる。(本国商人の利益独占)

## ⑧ 糖蜜条例(1733)

： 西インド諸島の糖蜜に高関税を課し、貿易が事実上できないようにする。(同)

⑨ 鉄条例(1750)

: イギリスに輸出される植民地の銑鉄や棒鉄を免税にする反面、植民地での圧延工場など鉄を様々な製品に加工する工場の建設を禁ずる。(原料生産は可、加工は不可 → 高度産業成立阻止=競争排除)

⑩ 通貨条例Ⅱ(1751)

: 植民地がかつてに銀行を設立することを禁ずる。

これらの規制・統制の目的は、次のように要約できる。

- ① イギリス本国の利益を最優先させ、利益を独占すること。
- ② 植民地が産業や商業の競争相手にならないようにすること。
- ③ イギリス以外の国には植民地における商業的利益が得られないようにすること。
- ④ 植民地の自立を阻むこと。

このような、植民地の自由な経済活動や発展を阻害し、植民地をイギリスの従属的地位から抜け出せないようにするための政策には、当然、強い不満と反発が生まれていた。

しかし、それは、植民地の発展にとってより大きな障害となっていたフランスとフランス植民地が北米に存在する限り噴出することはなかった。両者はフランスに対して共通の利害を有しており、まず眼前の敵フランスを倒す必要があったからである。

こうして、フレンチインディアン戦争が戦われ、イギリスは植民地の支援によって勝利を収めることができた。

植民地は当然、勝利の代償に、開拓地の拡大とより自由な経済的発展を期待した。ところが、その期待は完全に裏切られることになった。

イギリスは、大陸における 7 年戦争と北米におけるフレンチインディアン戦争のために、莫大な国費を費やしていた。戦費は国債によって賄われており、この償還のために、政府は増税による歳入の拡大を図らなければならなかった。それゆえイギリスは、植民地に自由な発展を許すどころか、よりいっそう本国の利益が増大するよう独占体制の強化を図ると同時に、植民地に様々な税を新設して税収の増大を図った。

この政策に対し、植民地は、当然強く反発した。そして、北米からフランス勢力が一掃されて不満の爆発にたがをはめていたものがなくなっただけで、彼らの行動は明確な政治的形を取って行くことになる。不買運動（印刷条例）から抗議運動（タウンゼント諸法）へ、抗議運動から反英独立運動（茶条例）へと植民地民の行動はエスカレートし、ついには独立戦争に発展してゆく。

以下が、そのきっかけとなったフレンチインディアン戦争後に課された統制と増税である。

① 国王の布告(1763)

： ジョージ 3 世は新たに英領となったルイジアナを国王直轄地として、アパラチア山脈に設けられた国王宣言線よりも西側に 13 植民地の人々が入植することを禁止した。（先住民保護を口実に本国占有地の温存を図る）

② 砂糖条例(1764)

： 糖蜜に増税したほか、執行規定をもうけて密輸を根絶しようとした。

③ 通貨条例(1764)

： 13 植民地全体での紙幣の発行を禁止した。

④ 印紙条例(1765)・・・その結果、1) 不買運動

： 法律上や商業上の証書および証券類、酒類販売許可証、パンフレット、新聞、広告、暦、カルタなどに最低半ペニ一から最高 10 ポンドの印紙をはることを命じた。→ 抗議集会や不買運動が起こったために、翌年廃止。

⑤ 軍隊宿営条例(1765)

： 植民地駐屯のイギリス兵に宿舎や生活必需品を提供することを命じた。

⑥ 宣言条例(1766)

： 「どのようなばあいでも」国王と本国議会とが植民地に対する拘束力をもつことを明示した。

⑦ 制裁条例(1767)

： 軍隊宿営条例に応じないニューヨーク議会の立法権を停止した。

→ 植民地がわの越権行為を実際に抑えるのがねらい。

⑧ タウンゼント諸法(1767)・・・その結果、2) 反英抗議運動

： 植民地が輸入するガラス、鉛、ペンキ塗料、紙類、茶などに課税した。→ 不買運動や反英抗議運動が、ことにボストンにおいて激化。

→ 「ボストン虐殺事件」

： 1770 年イギリス軍が抗議の群衆に発砲して5名が死亡した事件。事件後、茶税を除いてこの税制を撤廃。

⑨ 関税徴収条例(1767)

： 航海条例を励行させて関税の増加をはかるため、税関の権限と海事裁判所とを強化拡充した。

⑩ 茶条例(1773)